

議案第 13 号

平成 26 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)について

平成 26 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成26年度 橋本市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成26年度橋本市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入） （単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	6,458,595	184,166	6,642,761
第1項 医業収益	5,669,344	188,370	5,857,714
第2項 医業外収益	782,542	△ 4,425	778,117
第3項 特別利益	6,709	221	6,930

（支出） （単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	6,815,418	222,569	7,037,987
第1項 医業費用	6,401,824	163,084	6,564,908
第2項 医業外費用	239,217	55,262	294,479
第3項 特別損失	173,377	4,223	177,600

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入） （単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	68,100	1,365	69,465
第3項 投資	1,900	150	2,050
第5項 固定資産売却代金	0	1,215	1,215

（支出） （単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	713,731	1,422	715,153
第1項 建設改良費	98,424	1,422	99,846

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を廃止する。

事 項	期 間	限 度 額
生 化 学 検 査 装 置 一 式 リ ー ス 料	平成26年度 ～平成33年度	89,827千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,323,774	△ 36,873	3,286,901

第6条 予算第10条中 病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
一 般 会 計	150,218	△ 68	150,150
国 保 特 別 会 計	1	783	784
計	150,219	715	150,934

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
た な 卸 資 産	614,240	75,360	689,600

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
看 護 師 幹 旋 委 託 料	平成26年度 ～平成27年度	9,072千円

平成27年2月23日提出

橋本市長 平木 哲朗